

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係21 返還交渉前史（対米・対内）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43734

中編 小笠原返還問題に關する本館の考へ方

沖縄、小笠原返還問題に関する米側の考え方について

昭和四二、九、三〇
近藤外務省副官

三木大臣のワシントンにおける諸会議において示された米國側の考え方を要約すれば、次のとおり。

→ 安全保障問題

(一) 沖縄、小笠原返還問題を検討する場合、日本及び極東の安全をいかにして保障するかの問題が第一的、かつ、根本的問題であり、返還に関する世論及び国内政治上の問題は次元の問題である。

米國としては過渡的な政治的困難の故に究局的な安全保障の問題に制約を加えることはできない。

安全保障問題について總理と大統領との間に完全な相互理解ができれば、その上で返還問題に関して国内世論や政治問題に

極 秘
無 期 限
8 部 の 内
5 号

どう対処するかについて話し合うことができる。この二つの面を混合することはいけない。

(二) 米國は安保条約上日本の安全を保障する責任を負っており、日本防衛のため米國民の生命をコミットしている。核武装をしつつある中共に対してこの責任を遂行する責務を負っている。米國がこの責任を遂行するためには対中共核抑止力も含めて十分な手段をもたねばならない。日本が中共の核脅威に対しても守つてくれと頼むならば、米國にこれに対応する手段をもたせざるべきである。沖縄の軍事的役割もこの見地から考慮されるべき問題である。

(三) 中共に対する抑止力は明示的 Credible でなくてはならず、最大限に活用されねばならない。沖縄の基地が政治的制約を受け、ることにより、その効用が減殺され、空の基地となるならば、それは単にブラフだけとなり、米國としては遂行手段を伴ない

責任のみを負わされることとなる。これは米國として受諾できない。

二 安保条約

米國としては安保条約の継続には異論がないもののその継続を当然のこととして取扱うことなく、日本及び極東の安全の保障のため専らするとの安保条約の基本的原則を日米間において再確認すべきであると考えている。

従つて総理訪米に當つて、沖縄、小笠原問題に先んちかの前進を希望するならば総理及び大統領の間に以上の点を含めて安保条約の継続について相互に確固の必要があるとの立場をとつてゐる。

三 沖縄返還問題

米國は近い将来において沖縄を返還する意志はない。しかし、日米関係の将来及び日本政府のおかれてゐる困難な政治的立場を考慮して、日本の世論を沈静させるための中間的な措置を考慮す。

余地を残してゐる。つまり従来の総理訪米の際の共同声明よりも表面的には一歩前進した表現をとることについて協議する用意がある。ただし、前記「及び」の点が同時に了解されるとの前提がついてゐる。またいかなる表現にせよ、返還の時期を示すことは米側として受諾できない。

さらに何時のことか分らないが返還までの過渡的期間において、いわゆる当面の問題（自治権拡大、本土との一体化、及び格差是正等）について、沖縄住民及び本土住民に希望をもたせること、先んちかの措置（たとえば、主席公選、委員会の設置等）を検討する用意はある。

四 小笠原返還問題

沖繩問題より更に進んだ措置を米國としてとる可能性は多い。
しかし(1)小笠原返還が却つて沖繩問題を悪化させるのではないか、
(2)米國の国民感情上硫黄島の処理をどうするか、(3)明年大統領選
挙戦を控えて米國の権益を放棄することの困難性等の問題が残つ
ており、これは前記(一)ないし(三)の問題の取扱ひとも関連して總
局大統領の裁断に係るとの態度をとつてゐる。

五 日本への貢献

わが方として沖繩について表面上一步前進を求め、又小笠原返
還について米國の決断を求め、以上米國として、米國の議会及び
与論に説明するため、わが方から、これにバランスする日本側
の寄与を要求するものと予期すべきである。

米國がわが方に期待するところは、次の諸点にあると思われる。
(1) 日本への防衛努力の強化

- (2) アジアの平和と安定のための日本の積極的役割
- (3) ヴィエトナム戦争における米國の立場に対するわが國の理解
と支持
- (4) 米國の国際收支上の困難に対するわが國の応分の寄与

これらの諸点が共同声明にどう取り入れられるかは日本の与論
に対するインパクトを顧慮し、慎重に対処する必要があり、下手
をすれば沖繩、小笠原問題で前進しても、その効果を抹殺する危
険性をはらんでいる。